

宇土市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第 3 8 号

宇土市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

宇土市情報公開条例施行規則(平成 1 1 年規則第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「録音テープ若しくはビデオテープ」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第 3 号中「磁気ディスク若しくは光ディスク」を「光ディスク若しくは電磁的記録媒体」に改める。

別表中

「

乾式複写機による写 しの作成	単色刷り	1 枚につき 1 0 円
	多色刷り	1 枚につき 5 0 円

」を

「

乾式複写機による写 しの作成	単色刷り	1 枚につき 1 0 円
	多色刷り	1 枚につき 5 0 円
スキャナにより読み 取ってできた磁氣的 記録	光ディスクへの複 写	実費相当額
	その他の磁氣的記 録媒体への複写	

」に、

「

印刷物として出力（単色刷り）	1 枚につき 1 0 円
録音テープへの複写	実費相当額
ビデオテープへの複写	
フレキシブルディスクカートリッジへの複写	
光ディスクへの複写	

」を

「

印刷物として出力	単色刷り	1 枚につき 1 0 円
	多色刷り	1 枚につき 5 0 円
光ディスクへの複写		実費相当額
その他の電磁的記録媒体への複写		

」に、改める。

様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 3 号中「F D」を「記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、令和８年６月２９日から施行する。